

意見公募手続きを実施した規則等の（案）と定めた規則等の差異

適切な表現となるよう、以下のとおり主旨が変わらない範囲において修正を行いました。

定めた規則等	意見公募手続きを実施した規則等の（案）
【図面】 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第 6 条第 1 項第 6 号の規定により指定する区域のうち、令和 6 年 6 月 18 日付け千葉県告示において図面で示すこととした区域（12 号条例区域） 区域名 富里一 1（久能、大和、七栄）	【図面】 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第 6 条第 1 項第 6 号の規定により指定する土地の区域のうち、令和 6 年○月○日付け千葉県告示において図面で示すこととした区域（12 号条例区域）（案） 区域名 富里一 1（大和、久能、七栄）